

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4335942号
(P4335942)

(45) 発行日 平成21年9月30日(2009.9.30)

(24) 登録日 平成21年7月3日(2009.7.3)

(51) Int.Cl.

F 1

G06Q 30/00 (2006.01)
G06Q 50/00 (2006.01)G06F 17/60 302 E
G06F 17/60 ZEC
G06F 17/60 332

請求項の数 11 (全 16 頁)

(21) 出願番号 特願2007-336129 (P2007-336129)
 (22) 出願日 平成19年12月27日 (2007.12.27)
 (62) 分割の表示 特願平11-168095の分割
 原出願日 平成11年6月15日 (1999.6.15)
 (65) 公開番号 特開2008-135050 (P2008-135050A)
 (43) 公開日 平成20年6月12日 (2008.6.12)
 審査請求日 平成19年12月30日 (2007.12.30)
 (31) 優先権主張番号 特願平10-186924
 (32) 優先日 平成10年6月16日 (1998.6.16)
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)
 (31) 優先権主張番号 特願平11-17746
 (32) 優先日 平成11年1月26日 (1999.1.26)
 (33) 優先権主張国 日本国 (JP)

(73) 特許権者 595100934
 鯨田 雅信
 福岡県北九州市小倉南区徳力新町2-1-
 11 (鯨田ビル1F)
 (72) 発明者 鯨田 雅信
 福岡県北九州市小倉南区徳力新町2-1-
 11 (鯨田ビル1F)
 審査官 宮下 浩次

(54) 【発明の名称】コンテンツ提供装置

最終頁に続く

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

ユーザーからの希望に対応して、前記コンテンツ記録手段から、前記希望に対応するコンテンツの一部又は全部を抽出するための第1のコンテンツ抽出手段と、

前記第1のコンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの一部又は全部を、低解像度の画像データとして、通信ネットワークを介してユーザー側に送信することにより、前記コンテンツの一部又は全部を、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、無料で又は所定の料金で、閲覧させるためのコンテンツ提示手段と、

前記コンテンツ提示手段により提示された前記コンテンツの一部又は全部についてのアクセス権の購入を希望するユーザーに対して、前記アクセス権を販売するためのアクセス権販売手段と、

前記アクセス権を購入したユーザーからの要求に対応して、前記コンテンツ記録手段から、前記要求に対応するコンテンツの一部又は全部を抽出するための第2のコンテンツ抽出手段と、

前記第2のコンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの一部又は全部を、テキストデータ及び／又は高解像度の画像データとして、通信ネットワークを介してユーザー側

10

20

に送信することにより、ユーザー側に閲覧させるためのコンテンツ提供手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項 2】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

ユーザーからの希望に対応して、前記コンテンツ記録手段から、前記希望に対応するコンテンツの一部又は全部を抽出するための第1のコンテンツ抽出手段と、

前記第1のコンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの全部又は一部のデータを、低解像度の画像データに変換するための変換手段と、

10

前記変換手段により変換されて得られる前記コンテンツの全部又は一部を示す低解像度の画像データを、通信ネットワークを介してユーザー側に送信することにより、前記コンテンツの一部又は全部を、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、無料で又は所定の料金で、閲覧させるためのコンテンツ提示手段と、

前記コンテンツ提示手段により提示された前記コンテンツの一部又は全部についてのアクセス権の購入を希望するユーザーに対して、前記アクセス権を販売するためのアクセス権販売手段と、

前記アクセス権を購入したユーザーからの要求に対応して、前記コンテンツ記録手段から、前記要求に対応するコンテンツの一部又は全部を示すデータを抽出するための第2のコンテンツ抽出手段と、

20

前記第2のコンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの一部又は全部を示すテキストデータ及び／又は高解像度の画像データを、通信ネットワークを介してユーザー側に送信することにより、ユーザー側に閲覧させるためのコンテンツ提供手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項 3】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

ユーザーからの希望に対応して、前記コンテンツ記録手段から、前記希望に対応するコンテンツの一部又は全部を抽出するためのコンテンツ抽出手段と、

30

前記コンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの全部又は一部のデータを、通信ネットワークを介してユーザー側に送信することにより、ユーザー側に「閲覧」させるためのコンテンツ提示手段と、

ユーザー側による前記閲覧が開始されたときからの経過時間を、計測するための時間計測手段と、

前記時間計測手段からの出力に基づいて、ユーザー側による前記閲覧が開始されてから所定の時間が経過するまでは、立ち読みモードとして、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に「無料で閲覧」させると共に、ユーザー側による前記「無料での閲覧」が開始されてから所定の時間が経過した後は、有料で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させるように、前記コンテンツ提示手段を制御するためのコンテンツ提示制御手段と、

40

を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項 4】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

ユーザーからの希望に対応して、前記ユーザーの希望するコンテンツの一部又は全部を前記コンテンツ記録手段から抽出するコンテンツ抽出手段と、

前記前記コンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの一部又は全部についてのユ

50

ーザー側による閲覧が開始されたときからの経過時間を、計測するための時間計測手段と、

前記コンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの一部又は全部を、通信ネットワークを介してユーザー側に送信することにより、ユーザー側に、「無料での閲覧」をさせるための第1のコンテンツ提示手段であって、前記時間計測手段からの出力に基づいて、前記のユーザー側による閲覧が開始されてから所定の時間が経過する迄は、無料で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させるための第1のコンテンツ提示手段と、

前記時間計測手段からの出力に基づいて、前記のユーザー側による「無料での閲覧」が開始されてから所定の時間が経過した後は（又は、前記第1のコンテンツ提示手段による閲覧が終了した後は）、有料で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させるための第2のコンテンツ提示手段と、

を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項5】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

ユーザーからの希望に対応して、前記コンテンツ記録手段から、前記希望に対応するコンテンツの一部又は全部を抽出するための第1のコンテンツ抽出手段と、

前記第1のコンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの全部又は一部のデータを、通信ネットワークを介してユーザー側に送信することにより、ユーザー側に、「閲覧」させるためのコンテンツ提示手段と、

ユーザー側による前記閲覧が開始されたときからの経過時間を、計測するための時間計測手段と、

前記時間計測手段からの出力に基づいて、前記のユーザー側による前記閲覧が開始されてから所定の時間が経過するまでは、立ち読みモードとして、無料で又は所定の料金で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させると共に、前記のユーザー側による前記閲覧が開始されてから所定の時間が経過した後は、前記コンテンツの一部又は全部の「閲覧のための送信」を停止するように、前記コンテンツ提示手段を制御するためのコンテンツ提示制御手段と、

を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項6】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

前記コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数の各コンテンツ・ブロックと対応付けて、各コンテンツ・ブロックのデータ又はアクセス権の価格を記録しておくための価格記録手段と、

「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」を利用するためのページであって、

(a) 前記コンテンツ記憶手段に記憶されている、コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数の各コンテンツ・ブロックの見出しと、

(b) 前記価格記録手段に記録されている価格であって、前記各見出しに対応する各ブロックのデータ（ダウンードにより取得するデータ）、及び／又は、前記各見出しに対応する各ブロックのアクセス権（ネットワーク経由で閲覧することを可能にするためのアクセス権）、を取得するための価格と、

を互いに対応付けて表示するページを、ユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、見出し・価格提示手段と、

前記見出し・価格提供手段により提供されるページにおいて、ユーザーがそのページに表示されているコンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロックの見出しを選択した

10

20

30

40

50

とき、その選択されたブロックのデータを前記コンテンツ記憶手段から抽出して、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、前記立ち読みモードとして、無料で又は所定の料金で閲覧させるための、コンピュータにより実現される、コンテンツ提示手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項 7】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

前記コンテンツの一部又は全部を、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、無料で又は所定の料金で、閲覧させるための、コンピュータにより実現される、コンテンツ提示手段と、

前記立ち読みモードにおいて、一つ又は複数のブロック（1つのコンテンツを構成する全てのブロックを含む）のアクセス権（ネットワーク経由で閲覧することを可能にするためのアクセス権）を取得するための価格を、ユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、価格提示手段と、

「ユーザーが、一つ又は複数のブロック（1つのコンテンツを構成する全てのブロックを含む）についての前記アクセス権の取得を、画面上で選択するための選択画面」を、ユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、選択画面提示手段と、

前記選択画面提示手段の提示する選択画面上でユーザーが「或るコンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロック」についてのアクセス権の取得を選択したことに対応して、その選択した一つ又は複数のブロックの閲覧を可能とするためのアクセス権を、ユーザー側に販売するための、コンピュータにより実現される、アクセス権販売手段と、

前記アクセス権を取得したユーザー側からの「或るコンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロック」についての閲覧の要求に対応して、前記アクセス権の主体であるユーザーに関する識別情報と前記アクセス権の客体である一つ又は複数のブロックに関する情報とに基づいて、前記の閲覧要求があった一つ又は複数のブロックが前記ユーザーが取得しているアクセス権の対象となっているとき、前記の閲覧要求があった一つ又は複数のブロックのデータを、前記コンテンツ記録手段から抽出し、ユーザー側に提供してネットワーク経由で閲覧させるための、コンピュータにより実現される、データ閲覧提供手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項 8】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

前記コンテンツ記録手段からの各コンテンツ・ブロックのデータと、前記コンテンツ・ブロックの全部又は一部を構成する各コンテンツ・ブロックについてのデータの価格を予め記録しておいた価格記録手段から取得される前記各コンテンツ・ブロックの価格のデータとに基づいて、前記コンテンツの一部又は全部を構成する各ブロックの見出しと前記各ブロックの価格とを互いに対応付けて表示するページを、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータを有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」を利用するためのページとして、閲覧させるための、コンピュータにより実現される、見出し・価格提示手段と、

前記立ち読みモードにおいて、前記見出し・価格提示手段により提示されている「或るコンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロック」をユーザーが選択したとき、その選択した一つ又は複数のブロックに対応するコンテンツを前記コンテンツ記憶手段から抽出し、その抽出した一つ又は複数のブロックを、前記立ち読みモードとして、ユーザー側に無料で閲覧させるための、コンピュータにより実現される、コンテンツ提示手段と、

「ユーザーが、一つ又は複数のブロック（1つのコンテンツを構成する全てのブロックを含む）についての前記データの取得を、画面上で選択するための選択画面」を、ユーザ

10

20

30

40

50

一側に提示するための、コンピュータにより実現される、選択画面提示手段と、

前記選択画面提示手段の提示する選択画面上でユーザーが「或るコンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロック」についてのデータの取得を選択したとき、その選択情報に基づいて、その選択した一つ又は複数のブロックのデータを、前記コンテンツ記録手段から抽出して、ユーザー側に提供又は販売するための、コンピュータにより実現される、データ提供販売手段と、

を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項 9】

請求項 1 から 8 までのいずれかにおいて、

前記コンテンツ提示手段により提示される前記「コンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロック」をユーザーが閲覧している場合において、ユーザーが前記「コンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロック」の中の一部又は全部を選択したとき、その選択したブロックに対応する価格を、ユーザー側に提示するための選択ブロック価格提示手段、を備えたことを特徴とするコンテンツ提供装置。 10

【請求項 10】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

前記コンテンツ記録手段に記録されているコンテンツの一部又は全部を、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータを有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、無料で又は所定の料金で閲覧させるための、コンピュータにより実現される、コンテンツ提示手段と、 20

前記コンテンツ提示手段による提示を受けた又は受けているコンテンツに関して、ユーザーが、前記コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数のブロックの中の一部又は全部を選択したとき、その選択された一つ又は複数のブロックに対応する価格をユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、選択ブロック価格提示手段と、

ユーザーが前記コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数のブロックのデータの取得を選択するための選択画面を、ユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、選択画面提示手段と、

ユーザーが前記選択画面において前記「コンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロック」のデータの取得を選択したとき、その選択に対応するデータを、前記コンテンツ記録手段から抽出して、ユーザー側に提供又は販売するための、コンピュータにより実現される、データ提供販売手段と、 30

を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項 11】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

前記コンテンツ記録手段に記録されているコンテンツの一部又は全部を、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータを有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、無料で又は所定の料金で閲覧させるための、コンピュータにより実現される、コンテンツ提示手段と、 40

前記コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数のブロックについて、データをダウンードにより取得するための価格を、記録しておくための価格記録手段と、

前記コンテンツ提示手段による提示を受けた又は受けているコンテンツに関して、ユーザーが、前記コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数のブロックの中の一部又は全部を選択したとき、前記価格記録手段からのデータに基づいて、前記の選択された一つ又は複数のブロックに対応する価格をユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、選択ブロック価格提示手段と、

ユーザーが前記コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数のブロックのデータ 50

の取得を選択するための選択画面を、ユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、選択画面提示手段と、

ユーザーが前記選択画面において前記「コンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロック」のデータの取得を選択したとき、その選択に対応するデータを、前記コンテンツ記録手段から抽出して、ユーザー側に提供又は販売するための、コンピュータにより実現される、データ提供販売手段と、
を備えたコンテンツ提供装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

10

本発明は、ネットワークを介して、書籍、雑誌、又は新聞の文字コンテンツ（目次・見出し及び本文）を提供するための文字コンテンツ提供方法及びシステムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来より、インターネットなどのネットワークを介して、新聞や雑誌を電子メールやホームページなどの形で提供する「電子新聞サービス」「電子雑誌サービス」が知られている。これらのサービスの中には、ユーザーが予め興味がある分野のキーワードを登録しておいて、そのキーワードを含む記事のみを提供するものもある。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

20

【0003】

確かに、前記のユーザーが予め指定したキーワード（自分の仕事と関連するキーワード）を含む記事のみを提供する方法によれば、ユーザーが全ての記事から自己が関心のある記事のみを選別する作業をある程度省略することができる。しかし、我々の日常において、実際には、自分の仕事と関連するキーワードを含まない分野の記事（本明細書での「記事」という用語は、「新聞・雑誌・書籍などの各コンテンツを構成する各ブロック」という意味で使用している）、すなわち、「異業種の分野に関する記事」や「仕事とは関係のない分野の記事」などから、自己の仕事に極めて有用なヒントを得ることは少なくない。例えば、（1）本屋に立ち寄って書棚に並べてある本を無作為に手にとってその目次や本文をパラパラとめくってみて（「立ち読み」してみて）「面白そうだ」と直感した部分があればその本を買って自宅で読むとか、（2）新聞を広げて一覧しながら「面白そうだ」と直感した記事（それが自己の仕事に関連するキーワードを含んでいるか否かに関わらず）について熟読してみて、保存しておく必要があると思えばその記事のみを切り取ってスクラップしておくとか、（3）本屋で雑誌を手にとって、その目次や本文をパラパラとめくってみて「面白そうだ」と直感した記事があればその雑誌を購入してその記事を熟読し、保存しておく必要があると判断すればその記事だけ切り取ってスクラップしておく、などの作業を、我々は日常的に経験している。以上のことからは、「ユーザーにとって何が有用な記事であるか」は、ユーザーの「直感」などによりユーザー自身が決めるしかなく、予め指定されたキーワードなどでコンピュータが選別するだけでは不十分である、とういうことができる。

30

【0004】

40

本発明はこのような従来技術の課題に着目してなされたもので、「ユーザーの直感」による有益な情報の収集及び選別を可能にするネットワーク提供型の文字コンテンツを提供するための方法及びシステム（なお、本明細書において、「文字コンテンツ」という用語は、文字だけでなく画像をも部分的に含むものでもよい）、並びに文字コンテンツ開示装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0005】

50

最初に、本明細書における用語の定義を説明する。本明細書における「ブロック」「文字コンテンツ・ブロック」「文字コンテンツ（見出し、目次、及び本文）」には、文字だ

けでなく、表、グラフ、図形、画像などのデータをも部分的に含むものでもよい。また、本明細書において、「タイトル」とは、「見出し」又は「小見出し」を言い、雑誌や書籍や新聞の全体の題名だけでなく、それらの中の各ブロック（章節や記事）の小見出しをも含む。本願の特許請求の範囲に記載している発明は次のとおりである。

1. 「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、前記コンテンツの全部又は一部を、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、無料で又は所定の料金で、前記コンテンツの一部又は全部を、低解像度の画像データにより、閲覧させるためのコンテンツ提示手段と、前記コンテンツの一部又は全部についてのアクセス権の購入を希望するユーザーに対して前記アクセス権を販売するためのアクセス権販売手段と、前記アクセス権を購入したユーザーからの要求に対応して、前記アクセス権に対応するコンテンツの一部又は全部を前記コンテンツ記録手段から抽出し、それをテキストデータ及び／又は高解像度の画像データにより、ユーザー側に閲覧させるためのコンテンツ提供手段と、を備えたコンテンツ提供装置。10

2. 「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、前記コンテンツの一部又は全部を、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、閲覧させるためのコンテンツ提示手段と、前記のユーザー側による閲覧が開始されてから所定の時間が経過するまでは、立ち読みモードとして、無料又は所定の料金で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させると共に、前記ユーザー側による閲覧が開始されたときからの経過時間を計測し、前記のユーザー側による閲覧が開始されてから所定の時間が経過した後は、前記コンテンツの一部又は全部の閲覧を停止するように、前記コンテンツ提示手段を制御するためのコンテンツ提示制御手段と、を備えたコンテンツ提供装置。20

3. 「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、前記コンテンツの一部又は全部について、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための閲覧」をさせるためのコンテンツ提示手段と、前記のユーザー側による閲覧が開始されてから所定の時間が経過するまでは、立ち読みモードとして、無料で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させると共に、前記ユーザー側による閲覧が開始されたときからの経過時間を計測し、前記のユーザー側による閲覧が開始されてから所定の時間が経過した後は、有料で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧せるように、前記コンテンツ提示手段を制御するためのコンテンツ提示制御手段と、を備えたコンテンツ提供装置。30

4. 「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、前記コンテンツの一部又は全部を、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、閲覧させるための第1のコンテンツ提示手段であって、前記ユーザー側による閲覧が開始されたときからの経過時間を計測し、前記のユーザー側による閲覧が開始されてから所定の時間が経過する迄は、無料で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させるための第1のコンテンツ提示手段と、前記第1のコンテンツ提示手段による無料での閲覧が終了した後、有料で、前記コンテンツの一部又は全部40

をユーザー側に閲覧させるための第2のコンテンツ提示手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

5. 「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、前記コンテンツの一部又は全部について、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、所定料金で、閲覧させるためのコンテンツ提示手段と、ユーザーの希望に応じて、前記コンテンツの一部又は全部についてのデータ及び／又はアクセス権を、ユーザー側に提供又は販売するための提供・販売手段と、ユーザー側が前記コンテンツの一部又は全部のデータ又はアクセス権を購入したとき又はその提供を受けたとき、前記立ち読みモードでの閲覧に掛かった料金を無料とするための価格調整手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

6. 「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、前記コンテンツの一部又は全部について、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、所定料金で、閲覧させるためのコンテンツ提示手段と、ユーザーの希望に応じて、前記コンテンツの一部又は全部についてのデータ及び／又はアクセス権を、ユーザー側に提供又は販売するための提供・販売手段と、ユーザー側が前記コンテンツの一部又は全部のデータ又はアクセス権を購入したとき又はその提供を受けたとき、前記立ち読みモードでの閲覧に掛かった所定料金を前記データ又はアクセス権の購入又は提供の代金から差し引く、ための価格調整手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

7. 上記1から6までのいずれかにおいて、前記コンテンツ提示手段により提供される前記コンテンツの一部又は全部をユーザーが閲覧している場合において、ユーザーが前記コンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロックを選択したとき、その選択したブロックに対応する価格を、ユーザー側に提示するための選択ブロック価格提示手段、を備えたことを特徴とするコンテンツ提供装置。

8. 「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、前記コンテンツの一部又は全部を、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、無料で又は所定の料金で、前記コンテンツの一部又は全部を、低解像度の画像データにより、閲覧させるためのコンテンツ提示手段と、前記コンテンツの一部又は全部についてのアクセス権の購入を希望するユーザーに対して前記アクセス権を販売するためのアクセス権販売手段と、前記アクセス権を購入したユーザーからの要求に対応して、前記アクセス権に対応するコンテンツの一部又は全部を前記コンテンツ記録手段から抽出し、それをテキストデータ及び／又は高解像度の画像データにより、ユーザー側に閲覧させるためのコンテンツ提示手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

9. 「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、前記コンテンツの一部又は全部を、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、閲覧させるためのコンテンツ提示手段と、前記のユーザー側による閲覧が開始されてから所定の時間が経過するまでは、立ち読みモードとして、無料又は所定の料金で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させると共に、前

10

20

30

40

50

記ユーザー側による閲覧が開始されたときからの経過時間を計測し、前記のユーザー側による閲覧が開始されてから所定の時間が経過した後は、前記コンテンツの一部又は全部の閲覧を停止するように、前記コンテンツ提示手段を制御するためのコンテンツ提示制御手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

10. 「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、前記コンテンツの一部又は全部について、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための閲覧」をさせるためのコンテンツ提示手段と、前記のユーザー側による閲覧が開始されてから所定の時間が経過するまでは、立ち読みモードとして、無料で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させると共に、前記ユーザー側による閲覧が開始されたときからの経過時間を計測し、前記のユーザー側による閲覧が開始されてから所定の時間が経過した後は、有料で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させるように、前記コンテンツ提示手段を制御するためのコンテンツ提示制御手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

11. 「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、前記コンテンツの一部又は全部を、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、閲覧させるための第1のコンテンツ提示手段であって、前記ユーザー側による閲覧が開始されたときからの経過時間を計測し、前記のユーザー側による閲覧が開始されてから所定の時間が経過する迄は、無料で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させるための第1のコンテンツ提示手段と、前記第1のコンテンツ提示手段による無料での閲覧が終了した後、有料で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させるための第2のコンテンツ提示手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

(3) 本願の特許請求の範囲に記載しているものと同一ではないが、本明細書は次のような発明も含んでいる。

A. 「それぞれがタイトル及び本文を有し一つの纏まりのある内容を有している文字コンテンツ・ブロック」が複数個結合されて成る雑誌、書籍又は新聞の文字コンテンツの全体を、通信ネットワークを介して、ユーザーに、無料又は所定の料金により開示する文字コンテンツ開示ステップ、ユーザーが、前記の開示された文字コンテンツを概観して、自分の希望する文字コンテンツ・ブロックを一つ又は複数個だけ選択するブロック選択ステップ、前記のユーザーが選択したブロックのアクセス権又はデータを、ユーザーに提供又は販売するブロック提供又は販売ステップ、前記の提供又は販売ステップと同時に又はこれと相前後して、ユーザーが前記提供又は販売を受けたブロック（1つのコンテンツに含まれる全ブロックでもよい）に対応する料金を支払う支払ステップ、を含むことを特徴とする文字コンテンツ提供方法。

B. 「それぞれがタイトル及び本文を有し一つの纏まりのある内容を有している文字コンテンツ・ブロック」が複数個結合されて成る雑誌、書籍又は新聞の文字コンテンツの全体を記録する文字コンテンツ記録手段、前記コンテンツの全体を、通信ネットワークを介して、ユーザーに、無料又は所定の料金により開示する文字コンテンツ開示手段と、ユーザーが選択したブロック（1つのコンテンツに含まれる全ブロックでもよい）に対応する価格をユーザーに提示する価格提示手段と、ユーザーが選択した一つ又は複数のブロックのアクセス権又はデータを、ユーザーに提供又は販売するブロック提供又は販売手段と、を備えた文字コンテンツ提供システム。

C. 上記Aにおいて、前記文字コンテンツ開示ステップは、コンテンツの全体を、所定時間だけ、無料又は所定の料金で開示するものである、文字コンテンツ提供方法。

10

20

30

40

50

D．上記Bにおいて、前記文字コンテンツ開示手段は、コンテンツの全体を、所定時間だけ、無料又は所定の料金で開示するものである、文字コンテンツ提供システム。

E．上記Aにおいて、さらに、前記のユーザーがアクセス権又はデータの提供又は販売を希望するブロックを選択するときの参考とするために、前記ブロックの幾つか又は全てについてそれぞれ予め付与された価格を、通信ネットワークを介して、ユーザーに、無料又は所定の料金により開示する価格開示ステップ、を含むことを特徴とする文字コンテンツ提供方法。

F．上記Bにおいて、さらに、前記ブロックの幾つか又は全てについて、それぞれ予め付与された価格を記録する価格記録手段と、前記各ブロックの価格を、通信ネットワークを介して、ユーザーに、無料又は所定の料金により開示する価格開示手段と、を備えたことを特徴とする文字コンテンツ提供システム。 10

G．「それぞれがタイトル及び本文を有し一つの纏まりのある内容を有している文字コンテンツ・ブロック」が複数個結合されて成る雑誌、書籍又は新聞の文字コンテンツの全体又はその一部を、ネットワークを介してユーザーに開示するための文字コンテンツ開示装置であって、前記コンテンツの全体又は一部と、前記コンテンツの全体又は各ブロックについてそのデータ又はアクセス権を購入するかどうかをユーザーに判断させるために必要な情報を、ユーザーに、無料で又は所定の料金で開示する文字コンテンツ開示装置。

【発明の効果】

【0006】

本発明では、「電子書籍、電子雑誌、電子新聞などの中の所定の章節（ブロック）や記事（ブロック）などの文字コンテンツ・ブロックのデータ又はデータアクセス権を有料で購入するかどうか」をユーザーに判断させるために、まず「開示モード（立ち読みモード）」を採用して、その中で、前記の判断に必要・有益な情報をユーザーに提供するよう 20 している。したがって、例えば、電子書籍や電子雑誌などでは、ユーザーは、前記「開示モード（立ち読みモード）」での情報提供を、従来の紙媒体の書籍を「本屋で立ち読み」すると同じような感覚で、ざっとその内容を概観することにより、ある一つ又は複数の各ブロック（各章節の本文、又は、各記事）が、又は、その電子書籍又は電子雑誌の全体が、「自分にとって有料で読む価値・購入する価値があるかどうか」を、自己の直感をも働かせながら判断することができる。また、電子新聞などでは、「開示モード」において、 30 画面上にその電子新聞のある一面の全体を表示するようにしているので、ユーザーは、その一つの面の全体をざっと概観（一覧、一瞥）しながら、その一面の中の記事で「自分にとって有料で読む価値・購入する価値があるかどうか、読む価値がある記事はどれか」を、自分の直感をも働かせながら判断することができる。特に、紙媒体の新聞には、多くの記事をざっと眺めながら自分に有用な記事を見つけたり、一覧・一瞥する中でたまたま偶然見つけた記事を読んで有益なヒントを得るなどといった「一覧性の強み」があるといわれているが、本発明によれば、このような「新聞の一覧性の強み」を、ネットワークを介して提供する電子新聞においても実現できるようになる。

【0007】

従来のオンラインを利用した新聞記事などの文字コンテンツ提供サービスでは、文字コンテンツの本文はユーザーに見せないで（つまり、「オンラインでの立ち読み」は認めないで）、記事のタイトル（見出し）や抄録・要約のみを、ユーザーに無料又は低いタイムチャージで見せて、ユーザーに「この記事の本文の文字コンテンツのデータを購入するかどうか」を判断させるようにしていた。つまり、従来は、前記の「記事のタイトル（見出し）や抄録・要約」だけが、ユーザーが「この記事という文字コンテンツを購入するかどうかを判断するための情報」としてユーザーに無料又は低いタイムチャージで提供されていた。これに対して、本発明では、ユーザーに「オンライン上で立ち読み（文字コンテンツの本文の、無料又は低額のチャージでの閲覧）」を認め、その「立ち読みした内容」に基づいて、その記事などの文字コンテンツの全体又は各ブロックを購入するかどうかを、ユーザーが自己の直感を元に判断できるようにしている。この点も、本発明の大きな特徴となるものである。 40 50

【0008】

なお、本願の優先日である平成10年6月16日よりも後に公開された文献であるが、本発明と関連する内容の文献を発見したので、ここで紹介しておく。その文献は、社団法人著作権情報センターが発行した「コピライ特1999.1号」である。この文献の48~49頁に、「コピー・プロテクション技術」の一つとして「カプセル化（又はコンテナ化）システム」が紹介されている。その内容を要約すると、次のとおりである。「カプセル化システムでは、専用ブラウザ（専用プレイヤー）と呼ばれるアプリケーションをユーザーに配布することでこの問題を解決している。カプセル化コンテンツは、そのコンテンツを受信した専用ブラウザでのみ使用できる。コンテンツの暗号化の際に異なった使用許諾条件を設定し、それぞれの許諾条件でのみ使用できる鍵を与えることで、ユーザーの手元にあるコンテンツ・データの使用をコントロールすることができる。また、鍵が無くても一部使用できる（半開示）状態でのコンテンツ配布や使用期間の限定といった多様な許諾条件設定を実行できる。使用例。・サビ部分のみ視聴可能な楽曲や低解像度のプレビューのみ可能な画像といった、半開示カプセル化コンテンツを収録したCD-ROMを無料配布し、完全な状態での使用を許諾する鍵をインターネットで販売する。・パッケージソフト販売のプロモーションとして、限定された期間のみ完全な状態で使用できるカプセル化コンテンツを無料配布する。」

10

【0009】

上記で紹介した文献の内容は、「サビ部分のみ視聴可能な楽曲や低解像度のプレビューのみ可能な画像といった、半開示モード」のアイデアや、「限定された期間のみ完全な状態で使用できるという半開示モード」のアイデアを開示している。しかしながら、本発明は、「立ち読みモード」を利用したオンライン上でのコンテンツの各ブロックのデータ又はデータアクセス権の提供又は販売のためのシステムを提案することであることなど、上記文献の内容とは大きな違いがあることは明らかである。

20

【発明を実施するための最良の形態】**【0010】**

本発明を実施するための最良の形態は、以下の実施例1について述べるような形態である。

【実施例1】**【0011】**

30

本発明の実施例1による「電子書籍の章節（コンテンツ・ブロック）別の提供システム」を説明する。図1は、本実施例1による、ある電子書籍（書籍タイトル：情報社会の未来）の全体を、ネットワーク例えばインターネットのホームページを介して、ユーザーに開示するときの画面を示すものである。本実施例1では、ユーザーがあるタイトルの電子書籍の開示を希望すると、ホームページ画面が「開示モード（立ち読みモード）」になり、まず、図1に示すような、書籍タイトル、目次、各章節（コンテンツ・ブロック）毎の個別料金、コース別料金が表示されたフロントページ（トップページ）画面1が表示される。ユーザーは、このフロントページ画面1を見ながら、例えば、符号16で示す「（6）情報社会の未来像」の領域を指定する（マウスなどでクリックする）と、「（6）情報社会の未来」の本文が画面表示される。ユーザーは、この「開示モード（立ち読みモード）」の中で、前記の図1の符号16のブロックの本文を開示させたのと同じ要領で、他のブロック（章節）11, 12, 13, 14, 15, 17などを指定して、その本文を表示させて、自分が読む価値があるものか否かを判断することができる。

40

なお、本実施例では、この「開示モード（立ち読みモード）」では、本文は画像データとして表示され、テキストデータに比べて「小さく読みにくい不鮮明な文字」で表示されるようになっている（あるいは、この「開示モード（立ち読みモード）」においては、通常のテキストデータの文字表示画面よりも解像度（画素数）の劣化した表示画面としてユーザーに提供するようにしてもよい。これは、「開示モード」が無料又は小額のタイムチャージ料金により提供する「立ち読み」モードであるため、有料のコンテンツ提供サービスに比べて「少し劣化したサービス」を提供するようにする、という趣旨である）のが望

50

ましい（なお、この「開示モード」でも、解像度の高い鮮明なテキストデータとして表示させてもよい、ことは勿論である）。また、この開示モードは、最初の3分間だけは「無料」であるが、最初の3分間を経過した後は、1分間毎に例えば10円から100円程度の小額のタイムチャージ料金がユーザーに課されるようになっている。なお、本実施例において、前記「開示モード（立ち見モード）」では、最初の所定時間例えば3分間のみ無料で開示して3分間経過後は開示を停止するようにしてもよいし、また、最初から1分間毎に例えば10円から100円程度のタイムチャージ料金をユーザーから徴収するようにしてもよい。

【0012】

ユーザーは、この「開示モード」を利用することにより、言わば「本屋で立ち読み」する感覚で、その開示されたブロックの本文（例えば、前記の符号16で示す「（6）情報社会の未来像」の本文（図表や挿し絵などの画像を含む）や他のブロックの本文をざっと斜め読みしながら、その本文の各「ブロック（章節）」又はその「書籍そのもの（書籍の全てのブロック）」は自分にとって読む価値があるか否か、その書籍の中の読む価値がある部分（章節=ブロック）はその書籍の全体の中でどの部分どの箇所か、などを判断することができる。以上のように、この「開示モード（立ち読みモード）」は、ユーザーに書籍の内容（文字コンテンツ）を「読ませる」ためのものではなく、ユーザーに、その書籍（コンテンツ）の内容やその書籍の全体又はその書籍の各章節（ブロック）の内容が果たして「自分（ユーザー）にとって読む価値があるかどうか」すなわち「その書籍（コンテンツ）の全体又はその中の各ブロックが、有料でデータ又はデータアクセス権の提供又は販売を受けるだけの価値があるものであるかどうか」を判断させるために、それに必要な限度で、前記「コンテンツ全体又はその中の各ブロックの文字コンテンツ」を開示するものである。つまり、この「開示モード（立ち読みモード）」は、「その電子書籍（コンテンツ）の全体の価値又はその電子書籍の中の個々のブロックの価値」をユーザーにチェック・判断させるためのものである。

【0013】

そして、ユーザーが、この「開示モード（立ち読みモード）」において、例えば図1の符号16で示す「（6）情報社会の未来像」というブロックのみは「読む価値（データ又はデータアクセス権の提供又は購入を有料で受ける価値）」があると判断したときは、まず、前記の符号16で示すブロックを指定（クリック）して、図1の符号20で示す「データ購入」のボタン又は図1の符号21で示す「アクセス権購入」のボタンをクリックすることにより、データ又はアクセス権を購入する。なお、ここで、符号20の「データ購入」とは、前記「（6）情報社会の未来像」のブロックの本文のデータ（テキストデータ及び画像データ）をネットワークを介してユーザーのパソコンの記録装置の中にダウンロードすること、である。また、符号21の「アクセス権購入」とは、ユーザーが、このホームページの中で、前記の「（6）情報社会の未来像」の本文を、比較的大きな読みやすいテキストデータの形（解像度の高い鮮明な文字画面の形）で画面表示させながら、ネットワークを介して自由に（時間は無制限に自由に、又は、所定の時間だけ例えば5時間だけ自由に）アクセスして読むことができる権利を購入すること、である（この「アクセス権」を購入したユーザーは、購入時に与えられたユーザーIDとパスワードとを使用して、例えば所定の期間だけ又は永久に、自由に前記ホームページにアクセスして、購入の対象となったブロックの本文を閲覧することができる）。なお、購入の代金の決裁は、クレジットカード決済、銀行振り込み、デビットカード決済、又は、電子マネーなどにより行われる。なお、本実施例において、ユーザーは、図1の画面の下方にある「コース別料金」を希望してもよい。例えば「Aコース」は、図1の「（1）はじめに」「（6）情報社会の未来像」及び「（7）おわりに」のブロックのみを提供するものであり、それらのブロックだけ、書籍全体を購入するよりも安い料金に設定されている。また、ユーザーは、「開示モード」で各ブロックの内容の価値をチェックした後、その「書籍全体（その書籍全体を構成する全てのブロック）のデータ又はデータアクセス権」を購入することもできる。

10

20

30

40

50

【実施例 2】**【0014】**

次に、本発明の実施例 2 による「電子新聞の記事（コンテンツ・ブロック）提供サービス」を説明する。図 2 は、本実施例 2 において、ユーザーが、インターネットなどのネットワーク上のホームページ（ある新聞社が提供するもの）にアクセスして、ある日の電子新聞のある一つの紙面を開示させて、その中の自分の興味のある一つ又は複数の記事を選択するための「開示モード」の表示画面 30 を示すものである。図 2 において、符号 31, 32, 33, 34, 35, 36 はそれぞれ、電子新聞（コンテンツ）のある一つの紙面の中に配置（レイアウト）された各記事（各ブロック）を示すものである。なお、図には明示していないが、前記各記事（ブロック）31, 32, 33, 34, 454, 36 には、文字だけでなく表・グラフも含まれ、さらに写真やイラストなどの画像が含まれることもある（前述のように本明細書における「ブロック」「文字コンテンツ・ブロック」「文字コンテンツ」には、文字だけでなく、表、グラフ、図形、画像などのデータを含むものでもよい）。

10

【0015】

従来の紙媒体の新聞では、記事がある紙面の中のどの位置（何処）に配置されているかもユーザーにとってその記事を読む価値があるかどうかを判断する際の重要な判断資料になっている。というのは、紙面の構成やレイアウトは、新聞記者や編集者などの専門家の「価値判断」の表われであるから、ある記事が紙面の中の何処に配置されているかの情報（さらに、それが「囲み記事」であるか、そのタイトルの文字の大きさはどうか、などの情報も）は、ユーザーが各記事の価値を判断するに当たって極めて有用な判断材料となる。

20

【0016】

この図 2 に示すような「開示モード（立ち読みモード）」の画面は、画像データとして表示されるようにし、ユーザーにとっては、精読するのは困難な小さくてやや不鮮明な文字で表示されているのが望ましい（この「開示モード」でも、解像度の高い鮮明な文字として画面表示させてもよい、ことは勿論である）。この「開示モード（立ち読みモード）」は、例えば、最初の 3 分間のみは無料で提供され、その後は 1 分間当たり 10 円のタイムチャージ料金で提供される。なお、本実施例においては、前記「開示モード」を、所定の時間例えば最初の 3 分間のみ無料で提供しその後は提供を中止するようにしてもよいし、また、最初から 1 分間 10 円などの所定の小額のタイムチャージ料金をユーザーに徴収するようにしてもよい。

30

【0017】

以上のように、前記「開示モード」は、ユーザーに記事の内容を「読ませる」ためのものではなく、ユーザーにとってその紙面の中の記事が「ユーザーにとって読む価値があるかどうか」を判断させるために、それに必要な限度で、記事を含む紙面の内容をユーザーに開示するものである。つまり、この「開示モード」は、電子新聞の全体の価値又は電子新聞の中の個々の記事（ブロック）の価値をユーザーにチェック・判断させるためのものである。

40

【0018】

ユーザーは、この「開示モード」において、電子新聞の紙面を画面上でざっと眺めながら、自分の興味がありそうな記事（ブロック）や自分にとって有用なヒントを与えてくれそうだと「直感」した記事（ブロック）を選択し、それを例えばマウスでクリックすることなどにより指定・選択する。例えば、ユーザーが、図 2 の画面 30（一つの紙面）中の記事 33 と 34 とを「自分にとって読む価値がある」と判断し、その記事データ（文字データ及び画像データ）をダウンロードしたいと思ったときは、ユーザーは、マウス等で前記記事 33 及び 34 をクリックして指定・選択し、その上で、画面 30 の右下方の「データ購入」のボタン 37 をクリックすると、前記の記事（ブロック）のデータを自己のパソコンのハードディスクにダウンロードすることができる。また、ユーザーが、データのダウンロードではなくて、ネットワークを介してそのホームページにアクセスして、その

50

記事のコンテンツを精読するためのその「記事（ブロック）に関するアクセス権」（その記事の内容を「比較的大きく見やすい鮮明な文字」で表示させて所定時間だけ又は無制限に自由に閲覧することを可能にする権利。この「アクセス権」を有するユーザーは、権利購入時に与えられたユーザーIDとパスワードを使用して、ホームページのデータベースにアクセスして前記の記事を、いつでも自由に、又は、所定時間・所定期間だけ、閲覧することができる）を希望するときは、前記の希望する記事33, 34をクリックして、画面30の右下方の「アクセス権購入」のボタン38をクリックすることにより、データアクセス権を購入することができる。なお、前記のデータ購入又はアクセス権購入の代金の決済は、クレジットカード、銀行振り込み、デビットカード、電子マネーなどで行う。なお、ユーザーは、前記「開示モード」で、その電子新聞のコンテンツの価値をチェックした後に、その新聞の「個々の記事（個々のブロック）」ではなく、その「電子新聞の全体（全体を構成する全てのブロック）のデータ又はアクセセン権」を購入することもできる。10

【0019】

なお、前記の実施例1は「電子書籍（本）」について、実施例2は「電子新聞」について述べたが、これらで述べた方式は、ネットワーク上の「電子雑誌」の記事提供サービスなどの他の種類のコンテンツについても、同様に適用することができる。また、前記の各実施例1, 2では、「開示モード（立ち読みモード）」においては無料又は所定のタイムチャージで情報をユーザーに提供するようにしているが、本発明では、「立ち読みモード」においては原則として無料とし、ユーザーが「立ち読みモード」を終了するときに文字コンテンツの全体又はブロックを購入しなかったときは遡って例えば1分当たり10円の料金を「立ち読みモード」の利用料金として課金するようにしてもよい。あるいは、本発明では、「立ち読みモード」においては原則として例えば1分当たり10円の料金が課金されることとするが、ユーザーが「立ち読みモード」終了時に文字コンテンツの全体又はブロックを購入すれば遡って「立ち読みモード」の料金は無料とする（文字コンテンツの料金と相殺することとし、課金した「立ち読みモード」の料金だけを文字コンテンツの料金から差し引く）ようにしてもよい。20

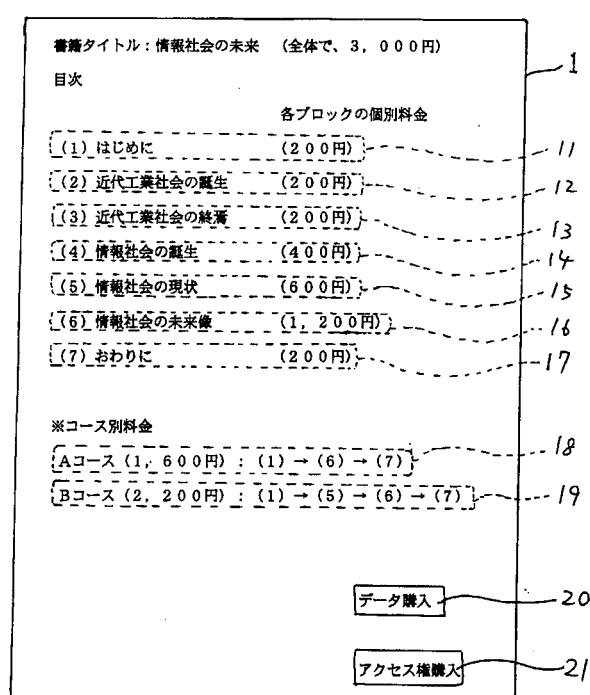
【図面の簡単な説明】

【0020】

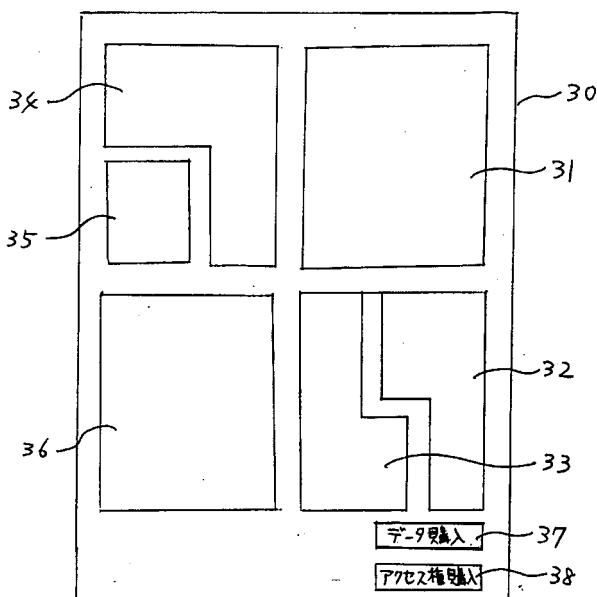
【図1】本発明の実施例1において、ある電子書籍の全体をネットワークを介してユーザーに開示するときの画面（開示モードの画面）を示す図。30

【図2】本発明の実施例2による開示モードの画面を示す図。

【図1】



【図2】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平10-124586(JP,A)
特開平10-187267(JP,A)
特開平9-153065(JP,A)
特開平11-282867(JP,A)
国際公開第95/15649(WO,A1)
特開平10-011363(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 06 Q 10 / 00 - 50 / 00